# インターネット信用取引規程 (e 支店用)

#### (規程の趣旨)

- 第 1 条 この規程は、お客様が立花証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット経由での信用取引を行ううえで特に必要となる取り決めです。
- 2 インターネット信用取引規程に特段の定めがない事項は、インターネット取引規程に よるものとします。
- 3 お客様は、信用取引を利用するにあたって、この規程のほか、関係法令、諸規則、当 社各規程等を遵守するものとします。

#### (インターネットでの信用取引の申込み)

- 第 2 条 以下の要件を全て満たすお客様は、信用取引口座開設の申込みをすることができます。
- (1) すでに当社に「インターネット取引規程」に基づく取引口座を開設していること。
- (2) 個人のお客様であること。
- (3) すでに信用取引の経験があること。または 1 年以上の株式投資の経験があり、かつ 信用取引に関する知識があること。
- (4) お客様の年齢が満 75 歳未満であること。
- (5) お客様が、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、本規程、信用取引口座設定約諾書、信用取引の契約締結前交付書面および信用取引に関する確認書等の内容を承諾していること。
- (6) 口座開設後に取引開始基準として、予め当社の定める一定金額以上の現金または有価証券の差入れを承諾していること。
- (7) 緊急時に当社と電話連絡が可能であること。
- (8) 日本証券業協会の特別会員において登録金融機関業務に従事していないこと。
- 2 当社が、前項の要件および当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、これを承認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。
- 3 申込時に提出いただいた各種書類につきましては、お客様の依頼がありましても返却いたしません。

# (取引の種類)

第3条 お客様が信用取引で注文できる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

# (取引手数料)

第4条 信用取引手数料は、当社が定めるものとします。

### (建玉の制限)

- 第5条 信用取引による建玉金額は、当社が定める範囲以内とします。
- 2 お客様の年齢が満80歳になられた場合、お客様はそれ以後の新規建の注文をできない ものとします。

# (取扱銘柄)

第6条 お客様が信用取引で注文できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、 当社が定める銘柄は、金融商品取引所等の売買規制等により事前の通知なく変更することがあります。

#### (委託保証金)

- 第7条 委託保証金は、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
- 2 前項の委託保証金は、現金または当社が指定する有価証券(以下「代用有価証券」といいます。)をもって、これに代えることができます。
- 3 当社は、前項に定める有価証券については、お客様に通知することなく、当該銘柄を 代用有価証券とすることが出来るものとします。
- 4 代用有価証券の委託保証金への現金換算については、当社が定めるものとします。
- 5 当社に差し入れるべき委託保証金の額の計算方法の細則は、当社が定めるものとします。
- 6 お客様の信用取引の反対売買により利益額が生じた場合には、お客様は、当該反対売 買を行った日から当該利益額を委託保証金の額に加算することにあらかじめ同意いただ くものとします。

### (委託保証金の額)

- 第8条 委託保証金の額は、建玉金額の33%(以下「委託保証金率」といいます。)以上とします。また、その額が30万円に満たない場合は30万円(以下「最低保証金」といいます。)とします。ただし、金融商品取引所、日本証券業協会および証券金融会社等、または、当社が委託保証金率の規制または変更を行った銘柄については、この限りではありません。
- 2 前項の委託保証金率および最低保証金は、金融商品取引所、日本証券業協会および証券金融会社等の規制もしくは制度の変更または当社の判断により変更することがあります。

### (委託保証金の維持)

- 第9条 お客様は、代用有価証券、建玉金額ともにその後の相場の変動による計算上の 損失等を考慮した額で前条の委託保証金率および最低保証金を維持するものとします。
- 2 お客様は、委託保証金率および最低保証金を下回っている場合、委託保証金の引出し はできないものとします。
- 3 お客様が、委託保証金率および最低保証金を下回った状態で新規建した場合、翌々営業日の正午までに委託保証金率および最低保証金に戻るまでの不足額を当社に差し入れるものとします。

### (委託保証金の最低の維持率)

- **第 10 条** 委託保証金の最低の維持率は30%(以下「最低維持率」といいます。)とします。
- 2 委託保証金が最低維持率または最低保証金を下回った状態で、お客様からお預かりしている現金または有価証券がある場合、当社はお客様に通知することなく、当社の任意で委託保証金に振替えることができるものとします。
- 3 委託保証金が最低維持率または最低保証金を下回った状態で、お客様からお預かりしている現金または有価証券がない場合、または前項の振替をしても最低維持率または最低保証金を回復できない場合、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに、第8条に定める委託保証金率および最低保証金を維持するために必要な額を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。ただし委託保証金維持率が20%を下回った場合には、その差入期限は下回った日から起算して翌営業日までとなります。(最低保証金を下回った場合を除き、お客様が上記の各差入期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該建玉代金に委託保証金率を乗じた額を追証の額から控除するものとします。または、差し入れのあった損金相当額を追証の額から控除するものとします。)
- 4 お客様から前項の所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、当社はお客様に 通知することなく、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算によ り処分することができるものとします。その際損失が発生しかつ不足金が発生した場合、 お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、債務の弁済に充当すること ができるものとします。
- 5 第 1 項の最低維持率は、金融商品取引所の規制等または当社独自の判断によって変更 することがあります。
- 6 第 3 項の規程によらず、前場取引および後場取引終了時点の株価において、お客様の 委託保証金の維持率が、当社の定める基準である 1 5 %を下回った場合、当社は、お客様に通知することなく、直ちに全ての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において任意に行うことができるものとします。

7 当社は、第 6 項に定める基準を当社の判断によって変更することができるものとします。

#### (信用期日)

- 第 11 条 信用取引の建玉については、必ず所定の最終期限日(以下「信用期日」といいます。)の前営業日までに反対売買または品受けもしくは品渡しを行うものとします。 (お取引画面上の期日の表示は、お客様の対応最終日である信用期日の前営業日となります。)
- 2 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・減資等の措置がとられた 場合、前項の信用期日は、当社が定める期日に変更することができるものとします。
- 3 お客様が信用期日の前営業日までに反対売買または品受けもしくは品渡しを行わなかった場合、当社は信用期日当日以降に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉の決済が行えるものとします。
- 4 前項の反対売買を行った結果、損失が発生しかつ不足金が発生した場合、お客様は当 社に対して所定の受渡日までにその額に相当する金銭を差し入れるものとします。
- 5 お客様が前項の金銭を差し入れなかった場合、当社はお客様の代用有価証券をお客様 の計算により任意に処分し、債務の弁済に充当することができるものとします。

# (包括再担保契約に基づく担保同意)

**第12条** お客様は当社に差入れたすべての代用有価証券を当社がお客様に貸し付ける金銭 または有価証券を調達するため、証券金融会社等に包括的な再担保として提供すること をあらかじめ同意いただくものとします。

#### (債務不履行)

- **第 13 条** お客様が所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の有価 証券をお客様の計算により任意に処分し、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 2 お客様が債務を履行しない場合、当社は日本証券業協会または金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

#### (信用取引管理費・書換料)

第 14 条 信用取引の建玉に対して、当社の定める信用取引管理費および名義書換料を徴収します。

#### (信用取引金利)

第 15 条 信用取引に関する金利および信用取引貸株料は、当社が定めるものとします。

# (信用取引の禁止)

- 第 16 条 お客様が関係法令、諸規則、当社各規程、本規程、および信用取引口座設定約 諾書に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は 直ちにお客様の信用取引の利用を禁止できるものとします。
- 2 前項の場合、お客様は当然に期限の利益を喪失します。
- 3 前項の場合、第10条第4項、第13条第1項の規程を準用いたします。

### (規程の変更)

- 第 17 条 この規程は、法令の変更、監督官庁の指示およびその他必要が生じたときは、 変更されることがあります。
- 2 当社は、本規程の変更の際はすみやかにその内容を当社の定める方法で開示するもの とします。また当社が重要と判断する改訂については、書面をもってお客様に通知する ことがあります。
- 3 前項に基づく開示後、当社とお客様の取引が生じた時点をもって、お客様は当該規程 の変更に同意したものとします。また、取引が生じる前でも、15 日以内に異議等の申出 がない場合、お客様は当該規程の変更に同意したものとします。

以上

2021 03